

西新宿五丁目 まちづくり ニュース

No.10

平成29年3月
西新宿五丁目
まちづくり協議会
事務局：新宿区

ご案内

『まちづくり協議会(第3回)』を開催します！

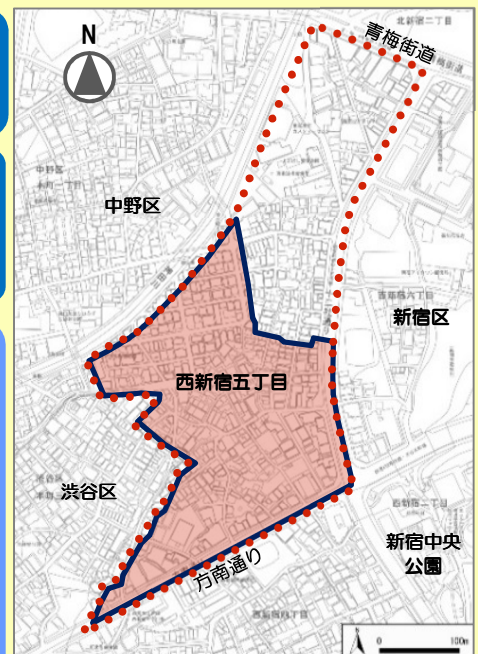
当地区は、平成26年4月に不燃化特区に指定された以降、協議会などを開催し、新たな防火規制などについて意見交換をしてきました。災害に強く、安全で安心して住み続けられるまちに向けた大切な取り組みです。**是非、協議会にご参加下さい。**

日時 3月17日(金) 午後6時半～8時

場所 淀橋会館 3階会議室

- 内容**
- ・ 新たな防火規制について
 - ・ 地区計画の検討について

会場案内図



..... 不燃化特区の区域
—— 協議会の対象区域

「まちづくり協議会(第2回)」を開催しました！

平成28年12月に開催し、アンケートの結果を報告するとともに、建替えの方法(個別建替え、小規模な共同建替え、大規模な共同建替え)の比較などを行いました。

《協議会で出された主なご意見等》

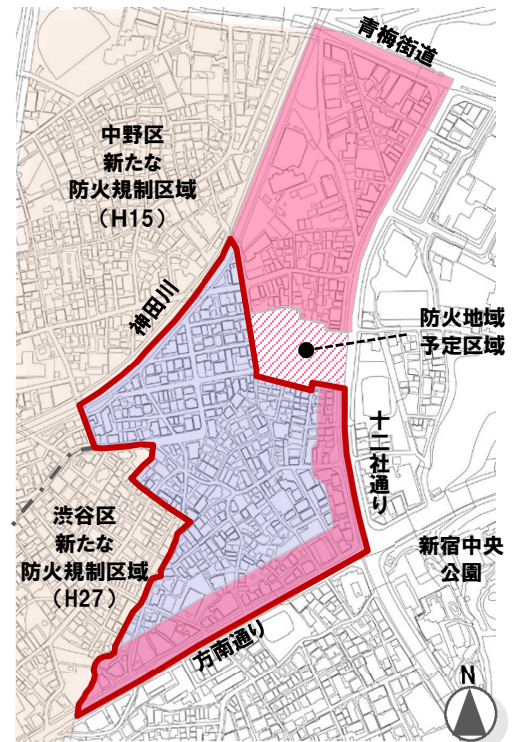
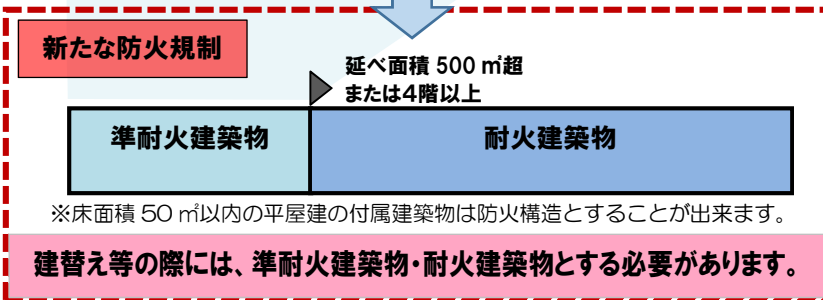
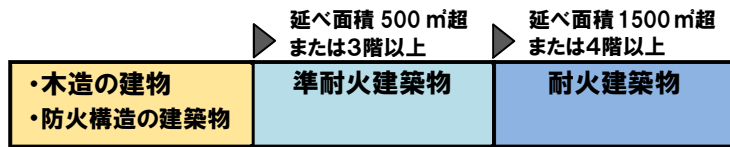
- 個々の建替えごとに壁面を後退して道路状空間を確保する方法は、何十年もかかるのではないかと。
- 時間はかかりますが、建物が建替わるところは、確実に道路状空間を確保できます。
- 大規模開発を検討する際は、住民がまとまれば区は相談に応じると聞いて安心した。

今回の協議会で話し合う主な内容

テーマ① 新たな防火規制について ～防災性の向上に向けて～

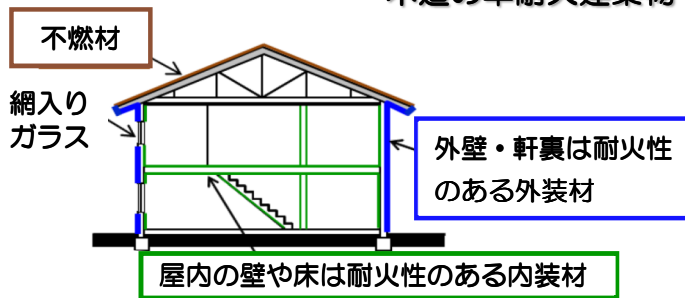
新たな防火規制とは、耐火性能を強化してより燃えにくい建物にするものです。

準防火地域の現在の規制



- 新たな防火規制の指定区域(案)
- 防火地域(規制内容は変わりません)
- 準防火地域(規制が強化されます)

木造の準耐火建築物



《これまでいただいた主なご意見等》

- ・安心して住めるまちのためには、新たな防火規制を定めることが大切である。
- ・新たな防火規制を導入すると既存の建物も準耐火建築物以上としなければならないのか？
→ 今後、建替える建物等が対象となります。

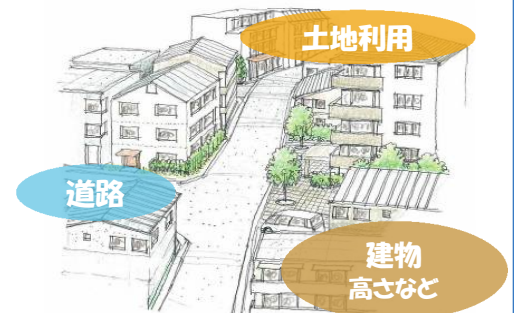


テーマ② 地区計画の検討について ～まちづくりルールの具体的な内容へ～

地区計画とは、地区の特性や課題を踏まえ、皆さまと区が連携しながら、目指すべき将来像を設定し、その実現に向けてまちづくりを進めていく手法です。

内容

- ・土地利用の方針について
- ・骨格となる道路について
- ・建物の高さなどについて



●お問い合わせ（事務局）●

新宿区 都市計画部 防災都市づくり課（佐藤・花淵・添田・矢萩）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 本庁舎7階

TEL 5273-3844(直) FAX 3209-9227 E-mail bosaitoshi@city.shinjuku.lg.jp

※まちづくりニュースは、区のホームページでも公開しています！

西新宿五丁目防災まちづくり 検索